

# 防府市医療・介護連携推進協議会設置要綱

平成27年4月1日制定

(設置)

第1条 医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしが継続できるよう、包括的かつ継続的な在宅医療と介護サービスを提供する体制構築に係る方策等を協議するため、防府市医療・介護連携推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

(1) 在宅医療・介護サービスの情報共有による相談体制の構築のために必要となる次に掲げる事項

- ア 地域の医療・介護サービス資源の把握
- イ 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- ウ 医療・介護関係者の情報共有の支援
- エ 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- オ 地域住民への普及啓発

(2) 在宅医療・介護サービス提供体制の構築のために必要となる次に掲げる事項

- ア 医療・介護関係者の研修
- イ 切れ目のない在宅医療と介護サービスの提供体制の構築推進
- ウ 関係市町との連携

(3) その他上記に関連する事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で構成する。

2 委員は、保健、医療、福祉団体等関係者及び行政関係者のうちから市長が文書により依頼する。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを選出する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(運営)

第5条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会の議長は、会長をもって充てる。

3 会長は必要があると認めるときは、委員以外の者の出席又は資料等の提供を求めることができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残存期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(部会)

第7条 協議会は、第2条の協議事項を分掌させる必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会の設置および協議事項は、会長が会議に諮って定める。

3 部会は、会長が指名する委員をもって構成する。

4 部会は、分掌した事項を協議し、その結果を協議会に報告する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、高齢福祉課において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

関係機関・関係団体
防府医師会
防府歯科医師会
防府薬剤師会
山口県訪問看護ステーション協議会防府支部
医療機関地域連携担当
山口県作業療法士会
山口県理学療法士会
防府介護支援専門員協会
山口県栄養士会防府地域事業推進委員会
地域包括支援センター
健康増進課